

## 計画改定の検討状況(第3章 気候変動への適応)

### 1. 改定事項

三重県は南北に縦長で、平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域気候特性があり、気候変動の影響は、地域の地理的特性や社会経済条件等によって大きく異なることから、地域の実情に応じた適応策の検討を進める必要があります。

また、気候変動影響への適応を順応的に推進するためには、広く県民や事業者に普及啓発を行うなどし、県民や事業者等の理解を深め、適応の取組につなげていく必要があります。

以上のことから、下記の2点について、計画に追記します。

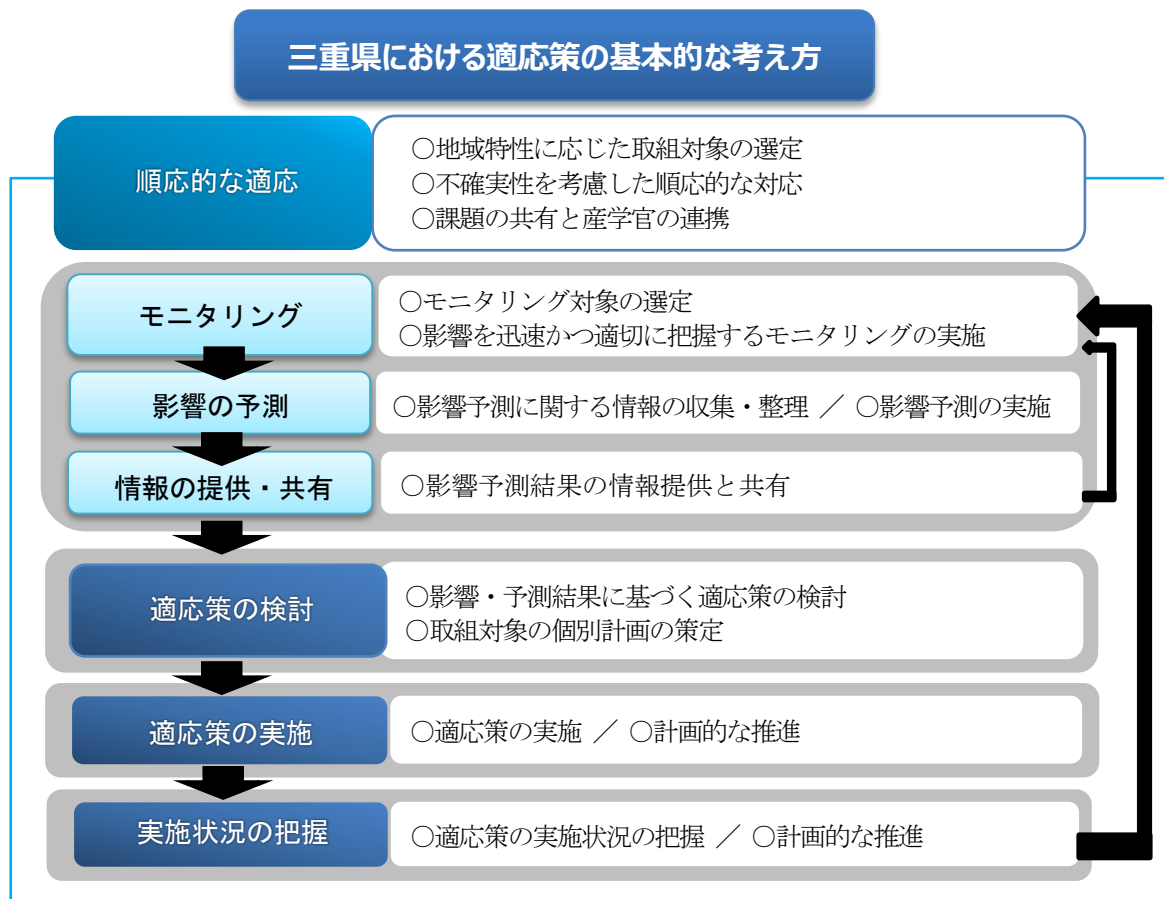
- ①三重県における適応策の基本的な考え方
- ②適応策の推進に関する基盤的施策

### 2. 改定内容

#### (1)適応策の基本的な考え方

気候変動の影響は、地域の地理的特性や社会経済条件等によって大きく異なり、また、適応策を具体的に検討するために必要な三重県における気候変動影響や将来予測の知見が十分ではありません。

そのため、気候変動影響を迅速・適切に把握するモニタリングを継続して実施するとともに、気候の観測データ及び気候変動影響や将来予測に関する最新の知見を収集・整理・分析し、それらの情報に基づき地域の実情に応じた適応策の検討を進める必要があります。



## (2) 適応策の推進に関する基盤的施策

気候変動影響への適応を順応的に推進するためには、県民、事業者及び行政が気候変動やその影響について理解し、一人ひとりの具体的な行動につなげていく必要があります。

### ①情報収集

国、市町、大学、研究機関、県民、事業者等の各主体と連携し、三重県における気候の観測データ、気候変動影響や将来予測に関する最新の知見及び適応事例等の継続的な収集・整理・分析を行います。

### ②普及啓発

収集・整理・分析した情報を集約し、冊子による情報提供や、ホームページでの発信、セミナー等を通じた情報提供等によって、広く県民等に普及啓発を行います。

### ③体制の確保

一般財団法人三重県環境保全事業団が設置した三重県気候変動適応センターを気候変動適応法第 13 条に基づく、三重県内における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報収集等の拠点である「地域気候変動適応センター」として位置づけ、同センターと連携し、情報収集、普及啓発等を行います。

また、同センターを中心としたプラットフォームを構築するなどし、各主体間の連携促進、三重県内における気候変動影響及び気候変動適応に関する知見の充実化を図ります。

## 3. その他

- ・ 地域ごとの適応策を検討するうえで参考となる三重県の地理的特性等に関する情報の充実
- ・ 三重県の気候の観測データ、気候変動影響の状況や予測に関する情報及び適応策の時点修正